

騒音・振動に係る **公害防止管理者等** の届出要領

鶴岡市内の指定地域内（※1）に一定規模以上の施設（特定施設）を有する工場等（特定工場）は「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づいて、公害防止管理者等の選任を行わなければなりません。鶴岡市では、騒音、振動関係の特定施設に係る公害防止管理者等の届出を受け付けています。その他（水質、大気、ダイオキシン等）の公害防止管理者等の届出がある場合は、山形県が届出先となりますので、ご注意ください。なお、騒音、振動を含むその他の届出がある場合は、県へ一括で届出することで市への届出は不要となります。

鶴岡市への届出は、下記の要領で行ってください。

（※1）都市計画区域内の工業専用地域を除く用途地域指定のある地域。用途地域は市ホームページ（下記URL）で確認できます。

<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/060100/page7857.html>

1. 選任すべき管理者等の職務と要件

（1）公害防止統括者及びその代理者

常時使用する従業員が21人以上の特定工場等で選任が必要です。公害防止業務を統括、管理する役割で、工場長などの職責のある者が望ましく、資格は必要ありません。また、代理者は統括者が病気、旅行等により不在の場合、その職務を代行する役割となりますので、併せて選任する必要があります。

（2）公害防止管理者及びその代理者

一定規模以上の特定工場等（※1）で選任が必要です。公害防止に関する技術的な事項を管理する役割で、施設の直接の責任者等が想定され、資格を必要とします（※2）。また、代理者は管理者が病気、旅行等により不在の場合、その職務を代行する役割となりますので、併せて選任する必要があります（有資格者）。

※ 「公害防止主任管理者」については、騒音発生施設、振動発生施設の特定工場等では選任は不要です。

（※1）下記2に規定する施設

（※2）公害防止管理者の資格試験や講習については、（社）産業環境管理協会東北支部（電話 022-225-1565）へお問合せください。

2. 届出対象

騒音規制法、振動規制法上の特定工場等であり、日本標準産業分類による①製造業（物品の加工業を含む）②電気供給業③ガス供給業④熱供給業の業種に属し、かつ、下表の施設を有する工場等が届出対象となります。

区分	対象施設		公害防止管理者の種類
騒音発生施設	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。	騒音関係 公害防止管理者
	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。	
振動発生施設	液圧プレス	矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。	振動関係 公害防止管理者
	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。	
	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。	

※平成11年10月より騒音、振動発生施設の力の計量単位が重量トンからキロニュートンに改正されました。これまでの機械プレス100重量トンが980キロニュートン、液圧プレスの300重量トンが2,941キロニュートンとなります。

3. 届出の種類と期限

届出の種類	届出期間	届出様式	添付書類等
(1)公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任・死亡・解任届出	選任した日から30日以内（選任は事由が発生した日から30日以内）	様式第一	特になし
(2)公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任・死亡・解任届出	選任した日から30日以内（選任は事由が発生した日から60日以内）	様式第二	資格を有する者であることを証する書類
(3)承継届出	事由が発生した日から30日以内	様式第三の二	(4)及び(5)の該当する書類及び戸籍謄本、合併による場合は、登記事項証明書
(4)相続同意証明書(※1)	—	様式第三の三	—
(5)相続証明書(※2)	—	様式第三の四	—

(※1) (3)の届出において特定工場等の設置者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定された者の場合。

(※2) (3)の届出において特定工場等の設置者の地位を承継した相続人であって(4)のケース以外の場合。

4. 届出書類

上記3の該当届出書及び添付書類

5. 届出部数

届出書及び添付書類 各2部

6. 受理

- (1) 要件に適合する届出書が提出された日（届出日）が受理日となります。
- (2) 届出書類に不備がなければ、受理印を押印して1部返却します。（受理書は発行しません）

7. 届出・問い合わせ先

鶴岡市市民部環境課

住所 鶴岡市馬場町9-25（市役所6階）

電話 0235-35-1247（内線708）